

議会改革検討特別委員会（第2回）概要報告書

平成29年10月24日

委員長 西村 潔

日時 平成29年10月24日 午後1時30分より

場所 3階 会議室

課題

1. 議場での賛否の確認方法（挙手、起立）
標準町村議会会議規則 第8章表決、第81条の起立による表決で可否の結果を宣告する規定があるが、議論の結果、河合町議会会議規則第79条の挙手による表決の規定を変更せず、現行のまま継続する意見が出された。ただし注意事項として挙手は明らかにわかるように行うことを確認した。
2. 議会改革検討特別委員会（第1回）概要報告書
ホームページにて今後、概容を作成し、住民に開示する旨合意を得た。
3. 奈良市の基本条例の内容について確認した。

第2章 議会及び議員の活動原則等

（議会運営の原則）

- 第5条1項 議会は民主的かつ効率的な運営に努めること。
- 2項 議会の召集権者は市長（町長）であるが、会期を定める権能は議会にある。
 - 3項 議長及び副議長の選出、その経過を明らかにする。
➡あいまいであるが立候補による所信表明などがあげられる。
 - 4項 議長は民主的かつ効率的に中立公正な職務遂行に努める。

（議員の活動原則）

- 第6条1項 地域課題のみならず、市政（町政）全般の課題を的確に掌握し、市民（町民）全体の福祉の向上を目指し活動する。
➡福祉の向上については内容が具体的でないので議論になったが明確なものは出なかった。
- 2項 研修活動を通じて自らの資質の向上に努める。
➡河合町においては研修費用10万円の枠があるが、研修全体のあり方を含め研修の条例化も今後検討課題。
 - 3項 議会活動について、市民（町民）に説明する責務を有する。

（委員会）

- 第7条1項 委員会は常任委員会、議会運営委員会、特別委員会をいいその機能が十分に果たされるよう努める。
- 2項 常任委員会、議会運営委員会は議会の閉会中においても調査を行うよう努めるものとする。
 - 3項 委員会は資料等を積極的に公表し、市民（町民）にわかりやすい議論を行うものとする。

第8条 割愛

(議決・説明責任)

- 第9条 議会は議決責任を深く認識し、その経過および結果について、市民(町民)に対し説明する責務を有する。
- ➡議会として「なぜそのように議決したのか」その経過と結果を市民(町民)に説明する責務を有することを規定。

第3章 市民と議会の関係

(会議の公開等)

- 第10条1項 議会は本会議及び委員会を原則として公開する。
- ➡公正かつ公平で透明な議会運営に資するため。
- 2項 議会はあらかじめ会議の日程等を市民(住民)に周知する。
- ➡ホームページなどで周知することを規定。
- 3項 本会議及び委員会の傍聴人に対しては資料等の提供に努める。
- ➡議案等については貸出とし、資料については出すべきでないものもあるので、その内容については検討する必要がある。

(公報及び広聴の充実)

- 第11条1項 議会は議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。
- ➡議案等に対する議員の賛否を公表するなど、またその理由などを含めた情報の公開、発信することも必要との意見もある。
- 2項 議会は議会広報誌の編集発行その他必要な事項を協議するための公報広聴委員会を置く。
- 3項 公報及び広聴のあり方については常に検証し充実を図るものとする。

4. 今後のスケジュールの見直し提案が出された。

定例議会が開催されている月(12月、3月、6月、9月)は開催しない旨の提案があり、この旨を考慮し、スケジュール表を見直す。

以上